

## 法人税実務事例検討

倒産の危機にない子会社へ  
債権放棄した場合の取扱いE Y 税理士法人 顧問  
税理士 石田 昌朗

## 本事例における留意点

業績不振の子会社に対する債権放棄であっても、その子会社が倒産の危機にないような場合や損失負担等の額が合理的でないような場合には、その債権放棄した金額は寄附金として処理することが相当である。

## 事 例

当社は製造業を営んでおり、子会社である A 社に当社の製品の一部分を製造させています。また、同業者である B 社は A 社が製造した製品を B 社ブランドとして販売しています。

A 社は当社が 80 % 及び B 社が 20 % の出資持分割合の会社です。B 社には取引関係があることから A 社に出資をしてもらっていますが、A 社の経営権は当社にあります。

ところで、急な外部環境の変化により A 社の経営状態が悪化し、債務超過の状態になったことから、B 社から A 社の債務超過に対する懸念が示され、A 社の経営権を有している当社から A 社への貸付金の一部を債権放棄することにより、A 社の債務超過を解消することとしました。

なお、A 社の運転資金は親会社である当社からの貸付金でまかなっていることから、A 社がすぐに倒産するということは想定されていません。

この場合において、当社からの貸付金 4 億円のうち 1 億円だけを債権放棄して A 社の債務超過を解消することとしましたが、この債権放棄した 1 億円は、子会社を再建支援するための費用として、法人税の所得金額の計算において損金の額に算入されますか。

## 【A 社貸借対照表】

諸資産	420,000,000 円	諸負債	50,000,000 円
		親会社借入金	400,000,000 円
		資本金	50,000,000 円
		未処分利益	△ 80,000,000 円

※ 諸資産には含み損益なし

## 【当社の会計処理】

債権放棄損 100,000,000 円 / 子会社貸付金 100,000,000 円

## I 本事例における法令等の検討

## 1 貸倒損失

法人税基本通達 9-6-1 (金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ) では、以下のように定められており、(4)において、債権放棄した場合における税務上の貸倒損失として損金算入が認められる要件を明らかにしています。

9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (2) 特別清算に係る協定の認可の決定があった場合において、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額
- (3) 法令の規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額  
イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整

理を定めているもの

- ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに準ずるもの
- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

## 2 子会社等を整理する場合の損失負担等

法人税基本通達 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等) では、以下のように定められており、業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な債権計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないことから、損金算入が認められるとしています。

9-4-2 法人がその子会社等に対して金銭の無償若しくは通常の利率よりも低い利率での貸付け又は債権放棄等 (以下 9-4-2 において

「無利息貸付け等」という。)をした場合において、その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当な理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする。

(注) 合理的な再建計画かどうかについては、支援額の合理性、支援者による再建管理の有無、支援者の範囲の相当性及び支援割合の合理性等について、個々の事例に応じ、総合的に判断するのであるが、例えば、利害の対立する複数の支援者の合意により策定されたものと認められる再建計画は、原則として、合理的なものと取り扱う。

### 3 国税庁のタックスアンサー

国税庁のタックスアンサー No. 5280 (子会社等を整理・再建する場合の損失負担等に係る質疑応答事例等) の Q 2-4 では、子会社等の再建をする場合の損失負担等が損金算入されるための要件を明らかにしています。

#### 【Q 2-4】

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等が経済合理性を有しているか否かはどのように検討するのですか (合理的な整理計画又は再建計画とは

どのようなものをいうのですか。)

#### 【A 2-4】

子会社等を整理又は再建する場合の損失負担等が経済合理性を有しているか否かは、次のような点について、総合的に検討することになります。

- 1 損失負担等を受ける者は、「子会社等」に該当するか。
- 2 子会社等は経営危機に陥っているか (倒産の危機にあるか)。
- 3 損失負担等を行うことは相当か (支援者にとって相当な理由はあるか)。
- 4 損失負担等の額 (支援額) は合理的であるか (過剰支援になっていないか)。
- 5 整理・再建管理はなされているか (その後の子会社等の立ち直り状況に応じて支援額を見直すこととされているか)。
- 6 損失負担等をする支援者の範囲は相当であるか (特定の債権者等が意図的に加わっていないなどの恣意性がないか)。
- 7 損失負担等の額の割合は合理的であるか (特定の債権者だけが不当に負担を重くし又は免れていないか)。

(注) 子会社等を整理する場合の損失負担等 (法基通 9-4-1) の経済合理性の判断の留意点

- 上記 2 については、倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが社会通念上明らかであるかを検討することになります。

- 上記 5 については、子会社等の整理の場合には、一般的にその必要はありませんが、整理に長期間を要するときは、その整理計画の実施状況の管理を行うこととして、いるかを検討することになります。

## II 本事例における取扱いの検討

### 1 貸倒損失に該当するか

上記 I 1 の法人税基本通達 9-6-1(4)において、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権について弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対して書面により明らかにした債務免除額については、税務上貸倒損失として損金の額に算入することが認められています。

A社に対する債権放棄は、A社の債務超過を解消するために行われたものです。しかしながら、A社が債務超過の状態であるとしても、A社に対する貸付金を有しているのは親会社である貴社だけであり、貴社の貸付金 4 億円のうち 1 億円について弁済を受けることができないことが合理的に説明できているとは認められません。

したがって、貴社の債権放棄損 1 億円は、貸倒れとは認められず、A社に対する債権放棄については、税務上、貴社がA社に債務免除（寄附金）したものと取り扱われることとなります。

(注) ただ単に、A社の債務超過額 3 千万円を解消するために 1 億円の債権放棄をしたものと認められます。

### 2 子会社支援損に該当するか

取引先であるB社がA社の債務超過について懸念を示し、A社の債務超過を解消するために親会社である貴社が 1 億円を債権放棄したことについて、貴社の債権放棄損が子会社支援損に該当するか検討します。

A社は債務超過の状態にあるわけですが、A社の借入金はいは貴社からのものであり、また、A社は今後も製造業を継続する見込みであることから、経営危機に陥っているとはまでは認められません。

また、親会社である貴社がA社に貸付けを行っていることから、A社が倒産の危機に直面していたとも認められず、上記 I 3 の【A 2-4】の 2 の要件を満たしていません。

そして、貴社の債権放棄額は、貴社からA社への貸付金 4 億円のうち 1 億円であり、A社の再建のために必要最低限の金額であることの説明もできないことから、上記 I 3 の【A 2-4】の 4 の損失負担等の額（支援額）として適正な額であるとは認められません。

したがって、法人税基本通達 9-4-2 の「その無利息貸付け等が例えば業績不振の子会社等の倒産を防止するためにやむを得ず行われるもので合理的な再建計画に基づくものである等その無利息貸付け等をしたことについて相当の理由があると認められるときは、その無利息貸付け等により供与する経済的利益の額は、寄附金の額に該当しないものとする」には該当しませんので、貴社の債権放棄額は子会社支援損に該当せず、原則のとおり、貴社からA社に対する経済的利益の供与として寄附金として処理することが相当です。

### 3 国税不服審判所の裁決

なお、『請求人が子会社に対する貸付金債権を放棄し、子会社支援損として損金の額に算入したことにつき、子会社にとっての資金効果は、請求人が子会社に対する貸付金の元本返済の猶予及び利息の棚上げを行った場合と本件債権放棄を行った場合とで何ら異なるところがなく、あえて債権放棄という手段をとらなければ子会社が倒産したという状況にあったとはおよそ認めら

れないから、本件債権放棄が倒産を防止するためにやむを得ず行われたものであるとは認められず、請求人の主張には理由がない。』として、子会社に対する債権放棄が倒産防止のために行われたものでないことから寄附金に該当するとの判断を示した国税不服審判所の判断があります（平成 14 年 6 月 28 日裁決・裁決事例集第 63 集 341 ページ）。

(貴社)

#### 【会計処理】

債権放棄損 100,000,000 円 / 子会社貸付金 100,000,000 円

#### 【税務処理】

寄附金 100,000,000 円 / 子会社貸付金 100,000,000 円

#### 【税務修正】

寄附金 100,000,000 円 / 債権放棄損 100,000,000 円

※ 貴社においては寄附金の損金不算入額の計算が必要となります。

#### 【債権放棄後の A 社貸借対照表】

諸資産	420,000,000 円	諸負債	50,000,000 円
		親会社借入金	300,000,000 円
		資本金	50,000,000 円
		未処分利益	20,000,000 円

※ 100%グループ内の法人間での寄附金については、平成 24 年 5 月 21 日第 6215 号掲載『100%グループ内の法人間で寄附が行われた場合の寄附修正の取扱い』を参照してください。

(了)